

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）（原案・修正版）

1. はじめに

令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が改正・公布され、令和6年4月より施行される。これにより、我が国の大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）では、従来から禁止されていた障害者に対する不当な差別的取扱いに加え、合理的配慮の提供も全ての大学等において法的に義務付けられることとなった。

我が国における近年の障害者施策は、平成18年の国連総会における「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）の採択と平成19年の我が国の同条約への署名に始まり、平成23年の「障害者基本法」の改正や平成28年の障害者差別解消法の施行及び令和3年の同法の改正、その他関係法令を整備するとともに、政府として「障害者基本計画」を策定し、その推進に取り組んできた。

また、文部科学省においては、平成24年度及び平成28年度に「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、「第一次まとめ」として障害のある学生に対する修学支援の在り方と具体的な方策等について、「第二次まとめ」として障害者差別解消法を踏まえた不当な差別的扱いや合理的配慮の考え方等について取りまとめた。同時に、令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行に備えた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改正（令和5年3月14日閣議決定）（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、令和●年に「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下、「文部科学省対応指針」という。）を改正する等の対応を行ってきた。

この間、障害のある学生の在籍者数は精神障害、発達障害のある学生を中心に急激に増加しており、それに合わせて合理的配慮の提供を受けている学生数も増加している。平成28年の障害者差別解消法の施行により合理的配慮の提供が義務化された国公立大学等や、先進的に障害学生支援を行っている一部の私立大学等において取組が進められているものの、その過程において様々な課題が発生しているほか、大学間で障害学生支援の取組における格差が広がっているとの指摘もなされている。

本検討会では、以上のような状況に鑑み、各大学等におけるこれまでの取組を通じて浮かび上がってきた課題を整理するとともに、共有すべき基本的な考え方と具体的な対応について議論し、大学等の現場において適切な修学支援が行われるために必要な事項について検討すべく、令和5年5月から開催してきた。検討に当たっては、大学関係者、独立行政法人、企業、障害学生支援団体及び障害のある学生からヒアリングを実施し、計●回にわたる検討の結果をまとめたのが、この「第三次まとめ」である。

なお、障害者差別解消法の改正により、合理的配慮の提供が新たに義務付けられる私立大学等は多様な規模や教育の特性を備えている。本まとめの作成にあたっては、大学等の規模や教育の特性によらない普遍的な内容について取りまとめ、全ての大学等が取り組むべき基本的な考え方を示すことを心掛けている。

本まとめでは、学長等以下をはじめとする大学等の役員をはじめとする以下、全ての教職員が障害のある学生の支援に関する理解を深め、適切な支援を行うために取り組むべき事項や考え方について参照できるように、できる限り具体的かつ体系的に記述するよう努めた。また、障害のある学生本人及びその関係者（保護者、介助者等）、大学等が行う支援を補助する学生（以下、「支援補助学生」という。）、障害のない学生、学協会関係者、高等学校や特別支援学校等の初等中等教育機関関係者、専修学校関係者、自治体等関係者、ハローワーク等の就職支援機関関係者、企業関係者、民間の障害学生支援団体関係者等が参照することも想定した。

第一次まとめ、第二次まとめ及び改正された文部科学省対応指針と合わせて、この第三次まとめにより、これらの全ての関係者における共通理解と連携が強化され、全ての大学等において障害のある学生への修学支援のための取組がより一層進展し、もって障害者基本計画に掲げる障害学生支援の推進に資することを強く期待する。

2. 大学等における障害学生の現状

(1) 障害のある学生数・大学等が支援を行なっている障害のある学生数

障害のある学生の在籍状況及び入学・卒業の状況

① 障害のある学生の在籍状況及び大学等が支援を行なっている障害のある学生数

~~(2)~~ ② 障害種別の学生数の状況

③ 障害のある志願者・入学者の状況

④ 障害のある学生の卒業生数及び卒業後の進路

~~(3)~~ (2) 配慮・支援の実施状況

① 受験上の配慮

①② 授業支援

②③ 授業以外の支援

③④ 精神障害のある学生への支援状況

④⑤ 発達障害のある学生への支援状況

~~(5)~~ (3) 特別支援学校高等部からの大学等への進学状況

~~(6)~~ (4) 障害のある学生の卒業後の進路

~~(7)~~ (5) 諸外国の状況

3. これまでに取り組むべきとされた事項の進捗状況

(1) 「第一次まとめ」において取り組むべきとされた事項の進捗状況

(冒頭に進捗状況の概要を記載)

① 短期的課題

- 1) 情報公開の状況
- 2) 窓口の設置
- 3) 体制の整備（委員会、支援部署、施設・設備等）
- 4) 拠点校及び大学間ネットワークの形成

② 中長期的課題

- 1) 大学入試の改善
- 2) 個別支援情報の収集
- 3) 通学上の困難の改善
- 4) 教材の確保
- 5) 通信教育の活用
- 6) 就職支援
- 7) 専門的人材の養成
- 8) 調査研究、情報提供、研修等の充実
- 9) 財政支援

(2) 「第二次まとめ」において取り組むべきとされた事項の進捗状況

(冒頭に進捗状況の概要を記載)

① 教育環境の調整

- 1) アクセシビリティの確保
- 2) 学外実習時の配慮
- 3) 単位認定等のための試験における配慮

② 初等中等教育段階から大学等への移行

- 1) 入学者選抜における配慮情報の公表及び相談窓口等の整備
- 2) 入学後に受けられる支援情報の公開

③ 大学等から就労への移行

④ 大学間連携を含む関係機関との連携

⑤ 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置

- 1) 専任の障害学生支援担当者の配置
- 2) 兼任の障害学生支援担当者の配置

⑥ 研修・理解促進

- 1) 教職員及び学生に対する研修会等の実施状況
- 2) 障害学生支援に関する学生向け研修の実施状況

4. 本検討会における検討の対象範囲

第二次まとめの記載事項との継続性を考慮し、基本的にはその対象範囲を踏襲するが、

第二次まとめにおいて明確にされていなかった、「大学等に入学を希望する者」及び「交流校からの交流に基づいて学ぶ学生」をより具体的に定義するとともに、「学生」の範囲に大学院生や通信教育課程の学生を含むことを明示し、本検討会における検討の対象範囲とすることを委員間で共有した。

また、教育以外の学生の活動や生活面への配慮に関しては、今後の参考になると考えられる特色ある取組や支援・配慮事例（例：通学や学内介助（食事、トイレ等）に関するもの）をまとめることとした。

以上のことを前提とし、今回の検討の対象範囲は以下のとおりとした。¹

（検討対象とする「学生」の範囲）

我が国における、大学等に入学を希望する者及び在籍する学生とする。なお、大学等に入学を希望する者には、当該大学の入学試験を受験する者のみならず、当該大学が開催するオープンキャンパス・進学説明会等に参加する者を含む。また、学生には、大学院生及び通信教育課程で学ぶ学生のほか、国内の協定校との協定に基づいて学ぶ学生、留学生（海外の交流校との交流に基づいて学ぶ留学生等も含む）、科目等履修生、聴講生、研究生を含む（第二次まとめの対象範囲をより具体的に記載）

（検討対象とする「障害のある学生」の範囲）

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（第二次まとめと同じ取扱い）

（検討対象とする学生の活動の範囲）

入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業・修了に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動（サークル活動等を含む）への参加、就職活動等、教育研究に関する全ての事項

上記とは直接に関係しない学生の活動や生活面への配慮（通学、学内介助（食事、トイレ等）、寮生活等）に関する事項（検討の対象範囲に大学院生が含まれることを明記したため、「教育」を「教育研究」に変更）

（その他）

学生に関係する保護者や介助者（支援補助学生を含む）等への配慮に関する事項（第二次まとめと同じ取扱い）

5. 障害学生支援に関する基本的な考え方

（1）大学等における障害学生支援の在り方

大学等には多様な学生が在籍しており、大学等はそれらの学生に対し教育を行う責任を負っている。障害のある学生も多様な学生に含まれており、その観点から、大学等にお

¹ 合理的配慮は障害学生の社会的障壁の除去のために行われるものであり、その内容は障害学生個別の事情により異なるため、検討の対象範囲を超えた対応を各大学等において合理的配慮として実施することは差し支えない。

ける障害学生支援とは、障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために行うものであり、合理的配慮はそのために必要かつ適当な変更・調整を行うものと位置付けられる。

また、大学等における障害学生支援は合理的配慮の提供のみによって行われるものではなく、各大学等において、障害の有無によらず、学内全ての学生を対象に実施している各種学生支援を含めて行われるものであり、合理的配慮は、そのような支援の一つとして、障害のある学生が相対する社会的障壁の除去が必要な際に実施されるものである。

よって、各大学等においては、障害学生支援に際し、合理的配慮の提供以外の学内の学生支援のリソースも総合的に活用しながら支援していくことが重要である。

~~(1)~~ (2) 障害の「社会モデル」の理解に関すること

障害者基本法及び障害者差別解消法では、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しており、次いで社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義している。

また、障害者差別解消法に基づき閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、同法に定義する障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、「障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる『社会モデル』の考え方を踏まえており、「したがって、法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。」とされている。

この「社会モデル」の考え方は、「どのような学生が、障害者差別解消法において義務付けられている合理的配慮の対象となりうるのか」という、障害学生支援の基本的な理解に関わるものであり、障害学生支援の現場に関わる教職員のみならず、大学等の構成員全てが理解をすることが必要である。

~~(2)~~ (3) 「合理的配慮の不提供」と「不当な差別的取り扱い」の関係の理解に関すること

・「第二次まとめ」までの考え方を踏まえつつ、文部科学省対応指針（改正中）における「合理的配慮の不提供」及び「不当な差別的取り扱い」の考え方を踏まえ記載。

- 大学等として合理的配慮をどのようにとらえるべきか
- 合理的配慮提供に関する大学等の責任（コンプライアンス）に関すること

・合理的配慮は、障害学生の授業等を担当する教員個人や障害学生支援部署のみの責任として行うものではなく、大学という組織全体の責任として、責任体制を明確にして行うものであることを改めて記載。

○ 合理的配慮提供に関する建設的対話の重要性に関すること

・第二次まとめを踏まえつつ、建設的対話の重要性について記載

○ 障害の根拠資料に関する考え方

・第二次まとめの考え方（根拠資料とは「個々の学生の障害の状況を適切に把握する」ためのもの）を踏まえつつ、根拠資料の在り方について記載

第二次まとめにおいて示したとおり²、障害のある学生の申出に際しては、個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出があることが必要である。そして、根拠資料とは、大学等が学生の学修する権利を保障するため、学生が障害によりどのような社会的障壁を抱えているかを把握し、適切な合理的配慮を提供するために不可欠なものである。

ただし、障害学生が合理的配慮の提供を受けるための「条件」として求めるものではないことに留意する必要がある。

特に、障害の内容によっては、根拠資料の提出が困難な場合や、資料の取得に時間を要する必要があることに留意し、障害のある学生が根拠資料を取得する上での支援を行うことや、建設的対話等を通じて、本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することが重要であることは改めて強調したい。

○ 学内の教職員向け対応要領・ガイドライン等

・私学についても学内の教職員向けガイドライン等を作成することの有効性
・大学の附属施設（附属学校・附属病院等）等の性質にも配慮した対応要領・ガイドライン等の策定の有効性
・障害者差別解消法の改正や改正文部科学省対応指針を踏まえた既存の対応要領・ガイドライン等の見直し

教職員向け対応要領・ガイドライン等の作成について、国立大学においては、障害者差別解消法に基づき対応要領の作成が義務付けられているが、公立大学においては努力義務となっており、私立大学については作成が義務付けられているわけではない。しかしながら、大学が組織として責任の所在を明確にし、障害学生支援に取り組むためにも、教職員向けの対応要領・ガイドライン等を作成することが望ましい。

また、既に教職員向け対応要領・ガイドライン等を作成済みの大学等においても、今回の障害者差別解消法の改正や文部科学省対応指針等の改正を踏まえ、既存の対応要領・ガイドライン等の見直しを行うことが重要である。

特に公立大学においては、設置者である自治体の対応要領のみを参照して職員対応

² 「障害のある学生の修学支援に関する検討会 第二次まとめ」5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処（3）合理的配慮の内容の決定の手順① 障害のある学生からの申出

要領を作成したことにより、教育機関である大学等としての責任体制等についての記載が不十分となる場合があるため、教育機関としての特性を踏まえた対応要領への見直しを行う必要がある。

また、附属学校や附属病院等の施設等を有する大学においては、対応要領・ガイドライン等において当該施設の性質にも配慮した内容を盛り込むことも、障害学生支援を適切に実施するにあたり有効である。

6. 合理的配慮の提供における諸課題への考え方と具体的な対処の取組

(1) 学内の体制整備や合理的配慮の提供

○ 支援体制の構築と学内での浸透に関すること

- ・ FD/SD の一層の推進
- ・ 障害の社会モデルの考え方の浸透

法的義務となる障害学生支援の重要性を大学等の役員や管理職が認識することは非常に重要であり、大学等の執行部は率先して支援体制を構築するとともに、教職員の FD・SD を通じて障害学生支援の重要性の学内への浸透に取り組むことが必要である。

特に、5（2）に記載した障害の「社会モデル」は障害学生支援の基本的な理解に関わるものであり、障害学生支援の現場に関わる教職員のみならず、大学等の構成員全てが理解をすることが必要である。

○ 学内の学生支援部署の連携に関すること

- ・ 障害学生支援部門と就職支援部門との連携

5.（3）において記載したとおり、障害学生支援は、障害の有無によらず学内全ての学生を対象に実施している各種学生支援を含めて行われるものであることから、障害学生支援部門と他の学生支援部門（学生相談センター、保健管理センター、学修支援センター、キャリアセンター等）が連携し、それぞれの観点から障害学生の支援を行うことが必要である。

○ 合理的配慮の提供における諸課題に関すること

- ・ 支援配慮内容決定の長期化
- ・ 支援配慮内容の固定化
- ・ 保護者への対応大学等が提供する配慮と本人の意向との齟齬
- ・ 大学院生の研究活動
- ・ 通信教育課程における合理的配慮
- ・ ~~合理的配慮の提供を理由とした試験等における不利益措置~~

平成 28 年の障害者差別解消法の施行に伴い、各大学等では様々な合理的配慮が実施されてきたが、いくつかの課題が発生していると指摘されている。ここでは具体例を挙げるとともに、適切な対応の在り方を記述する。

・合理的配慮の内容決定の長期化

合理的配慮の内容決定において、（具体的な事例を2～3例記載 例：入手に時間がかかる根拠書類を求める、学内の調整が整わない等）の理由により、配慮内容の決定に数か月かかる等によって、障害学生が入学当初から適切な配慮を受けられないといった事例が指摘されている。

より適切な配慮を実施するために慎重な判断が必要とされる場合に、配慮内容の決定に時間がかかることもあるが、支援内容決定の長期化は、障害学生にとって修学意欲の減退や大学に対する不信感につながる場合があり、休学・退学につながる可能性がある。

このため、大学等は配慮に関する情報発信や情報公開を積極的に行い、障害学生が支援組織にアクセスしやすい環境を整備するとともに、障害学生との建設的対話をより早い段階から行うことにより、当面必要な配慮を決定のうえ、順次、必要な支援の内容を更新していくことが重要である。

また、支援内容の決定にあたっては、例えば当該学生の出身校や家族等と連携し、大学等入学以前に受けていた支援に関する情報を収集する等も、適切な支援を早急に行うためには有効である。

・配慮内容の固定化

障害学生に対する合理的配慮に関し、入学段階で決定した配慮の内容から変更を認めない等の対応が一部の大学等において行われていることが指摘されている。

入学時の合理的配慮の申請の段階では、学生は、大学等の設備や、大学等の授業形態（大規模教室での授業、少人数のゼミ形式の授業、実験・実習等）を十分に理解しているわけではないこと、また、障害の進行等により入学時には学生自身も想定していなかった新たな社会的障壁が発生する場合もある。

第二次まとめにおいても、「提供した支援についてのモニタリングを行い、必要がある場合には内容の調整を行なう」とされているところであり、学生との建設的対話を継続して行い、より適切な配慮に結びつけることは重要である。

このため、大学等は、障害学生が受けている支援の内容について、学生が相談しやすい体制を構築し、学生との関係の持続に努め、支援内容を柔軟に変更することができる体制を構築することが必要である。

・大学等が提供する配慮と本人の意向との齟齬

第二次まとめにおいて、合理的配慮の提供は「原則として、障害のある学生本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」とされており、本人からの申出を前提としていることから、合理的配慮を希望する障害学生本人の意向を最大限尊重したうえで、配慮内容を決定しなければならない。

例えば、（具体的な事例を記載 例：本人の希望ではないのに、教員の判断で授業時に指名しない）など、本人の意向を確認・尊重せずにルールの例外を設けることで、結果的に、合理的配慮のつもりで実施した行動が、不作為に差別的取り扱いとして受け取られる可能性がある。

このような事態を避ける観点からも、建設的対話を通じて、本人の意向を丁寧に確認したうえで、配慮内容を決定する必要があることに留意しなければならない。

なお、本人の意向を正確に把握し、適切な配慮に結びつけるためには、学生自身が適切に意思表示できるような工夫を大学等としても検討する必要がある。そういった工夫の中には、例えば、学生自身が自己理解を深め、セルフアドボカシー（自己権利擁護）の力を身に付けられるようなプログラムを提供し、自身が高等教育を修学するにあたり真に必要となる配慮は何であるか、学生が自分自身で決定し、表明できるよう導くといった取組なども考えられる。

- ・大学院生の研究活動における合理的配慮

障害のある大学院生の数は令和4年度は2,574人であり、10年前の平成25年度の735人から年々増加している。大学院生に対する合理的配慮は、授業における配慮に加え、研究活動における配慮もより重要であり、例えば研究室における合理的配慮の提供や、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に基づく文献の電子媒体での提供等が求められる。

- ・通信教育課程における合理的配慮

障害者差別解消法の改正に伴い、通信教育課程を有する大学等においても合理的配慮の提供は例外なく義務付けられこととなるが、現状、提供できない配慮の内容を例示する等を行う大学の事例が指摘されている。前述のとおり、合理的配慮の提供の可否は建設的対話を通じて判断するものであることから、通信制課程を有する大学等においては、現行の対応が改正法に対応したものとなっているか見直しを行うことが必要である。

- 合理的配慮とテクノロジーの活用に関すること

- ・大学等の積極的なテクノロジーの活用

（コロナ禍において大学に急速に普及したテクノロジーや、支援機器・アプリケーション等の進歩により可能となった支援への対応）

- ・オンライン学習学修における合理的配慮の在り方
- ・対面とオンラインのハイブリッドの在り方
- ・試験等における読み上げ機能の活用

障害者を支援する機器やアプリケーション等（以下「機器等」という。）は、近年著しく発達しており、合理的配慮の手段としても活用されている。各大学等においては、合理的配慮の提供にあたり、それらの機器等を積極的に活用することが求められる。

- ・大学等の積極的なテクノロジーの活用

近年、障害者を支援する機器やアプリケーション等（以下「機器等」という。）は、著しく発達しており、大学等において支援実績のない機器等を活用した配慮を、入学以前より当該機器等を活用している障害学生から求められることも考えられる。各大学等においては、合理的配慮の提供にあたり、建設的対話を通じて、過重な負担とな

らない範囲でそれら機器等の積極的な活用を検討することが求められる。

また、文部科学省対応指針（※現時点では改正案）等において、「車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付き添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する」と新たに規定されたところであり、各大学等においても、障害に伴う社会的障壁を解消するために支援機器等を利用することを正当な理由なく禁止することは、不当な差別的取扱いに該当することに留意する必要がある。

・オンライン学修における合理的配慮の在り方

新型コロナウイルスの感染拡大は、各大学等における授業等のオンラインでの受講（以下「オンライン学修」という）の急速な普及をもたらした。このことに伴い、障害学生に対する合理的配慮としてのオンライン学修の在り方が各大学等において課題となっている。

合理的配慮としてのオンライン学修は、他の合理的配慮と同様、学生が障害によりどのような社会的障壁を抱えているかを把握し、建設的対話を通じて、オンライン学修を提供することが適切であるのかを判断するとともに、オンライン学修を提供することが過重な負担に該当するか、当該科目の教育の本質的な変更に関連するか等を踏まえて判断することが重要である。なお、その際は当該科目を構成する授業毎の特色を踏まえ、対面による実施とオンライン学修による実施を組み合わせることも考えられる。

なお、シラバス等において「当該授業は、オンラインによる提供はいかなる理由に関わらず実施しない」等記載することは、必要な調整を行うことなく一律に対応を断るものと解されるため、合理的配慮の提供義務違反に該当する。

○ 学内における支援人材の配置・育成に関すること

- ・ 専門人材の安定的配置・質の確保
- ・ コーディネーターの身分の保証・キャリアパスの確立
- ・ 大学の構成員として安定して専門性を伸ばせるようなポジションの確保

障害のある学生の支援を行う人材（以下、「障害学生支援担当者」という）は大部分の大学等において配置されている（3.（2）⑤参照）が、その内訳としては、職員や教員を兼任として配置している大学等が多く、コーディネーター、カウンセラー、支援技術を持つ教職員等、専門的知識を有する障害学生支援担当者の配置は専任・兼任ともに低い状況である。

障害学生支援担当者の養成・配置に関する考え方は第二次まとめにおいて示しているところ³であるが、障害学生への支援は長期間にわたり継続的かつ安定的に行うことが求められることから、専門的知識を有する障害学生支援担当者を配置し、長期的に支援を担うための身分的位置づけを確保するとともに、更なる専門性の向上やキャ

³ 「障害のある学生の修学支援に関する検討会 第二次まとめ」6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容（5）障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置

リアパスの構築を推進することが重要であることは改めて強調したい。

(2) 紛争の防止・解決に関すること

○ 紛争の防止・解決のスキームに関すること

- ・紛争の防止・解決等に関する調整機関の設置状況
- ・紛争防止・解決に関するフローづくり

障害学生と大学等との間で相互に要求と拒絶が行われているプロセスを「紛争」という。

この紛争の防止・解決のための第三者組織については第二次まとめにおいて考え方が示されているところであるが、令和4年度現在、紛争の防止・解決等に対応する機関がある大学等は52.3%である。

そのうち、第三者視点で調整を行なう専門機関を設置している大学等は7.4%、ハラスメント委員会等の他の機関で対応している大学等は44.9%となっており、依然として、半数近くの大学等で紛争の防止・解決等に関する調整を行う機関は設置されていない状況である。

紛争が長期化すれば、配慮内容決定の長期化に繋がるだけでなく、学生本人および大学等の双方にとって多大な負担が生じることとなり、ひいては、本来学生本人が享受するはずであった修学の機会を逸する可能性があることから、各大学等が紛争を未然に防ぐ、あるいは迅速に解決するための体制づくりを進めることは極めて重要である。

なお、学内の紛争解決のための学内組織の存在に加えて、障害者差別解消法に基づく紛争解決のための学外の相談窓口の存在を障害のある学生に周知し、必要に応じて連携を図ることが重要である。

また、紛争防止・解決のプロセスやフローを作成・公表することは、手続きの透明化につながり、大学等と障害学生との信頼関係の構築の手段として有効である。

○ 入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決に関すること

- ・オープンキャンパス・進学説明会における不当な差別的取扱いの禁止の徹底
- ・入試における合理的配慮の申請手続きの透明性・建設的対話の重要性
(受験生側も適した試験や形式や必要な配慮が全て分かるわけではないことや、受験大学等の設備や試験形態を十分に理解しているわけではないため、書面のやり取りのみで必要な配慮が提供できるのかが課題)
- ・入試の多様性に関わらず合理的配慮を適切に実施する必要性
- ・合理的配慮の提供を理由とした入学試験等における不利益措置

障害のある受験生が、オープンキャンパス・進学説明会において、(具体的なトラブル事例を2～3例記載 例：障害があることを理由に入学相談を受け付けない、入試における合理的配慮の説明を行わない、卒業後の進路を理由に暗に受け入れを拒否する等)等の対応を受けている事例が指摘されている。これらの対応は障害者差別解消法によって禁止されている不当な差別的扱いに該当すると考えられる場合があり、各大学

等はオープンキャンパス・進学説明会等において、障害のある受験生から入試や学修面における配慮の相談を受けた場合は、障害学生支援部署と連携して対応に当たる等により、丁寧な対応を心掛ける必要がある。

特に私立大学では多様な選抜方法が導入されているが、その多様性に関わらず合理的配慮を適切に実施することが重要である。また、受験生側も自身に適した試験形態や必要な配慮が全て分かるわけではないことや、受験大学等の設備や試験形態を十分に理解しているわけではないため、受験生との建設的対話を通じ、より適切な配慮に結びつけることが重要である。また、その際は合理的配慮決定までのプロセスや配慮決定までの期間を伝える等、申請手続きの透明化を図ることが望ましい。

なお、合理的配慮を行っていることを理由に入学試験の結果を減点することは不当な差別的取扱いに該当する。

(3) 大学等と国・地域・社会資源等との連携に関すること

- 国や政府機関等の取組の活用に関すること
- 障害学生や大学等のサポートを行う民間団体との連携に関すること
- 地域の障害学生支援ネットワークの活用に関すること

・大学と地域の支援をつなぐ人材等の活用

(4) 障害学生の就職等の支援に関すること

- 障害学生に対する低年次からの卒業後の進路への意識付けに関すること
- 企業・自治体・支援機関等との連携に関すること

・地域の大学間や企業との連携
・障害の特性を踏まえた適正なキャリア支援を行うことも必要
・大学が提供している配慮の企業側への情報提供
・障害のある学生へのキャリア支援 描いているキャリア像から変更への支援

7. 大学等連携プラットフォームの枠組みの更なる活用に関すること

障害学生支援に関する先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、

我が国における障害学生数は年々増加しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれる。特に、精神障害、発達障害のある学生の在籍者数の増加が顕著であり、求められる支援も多様化している。このような状況の中、令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、全ての大学等において合理的配慮の提供が義務化されることとなる。

一方、各大学等における障害学生支援の専門部署や紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関の設置状況、あるいは専門的知識を有する障害学生支援担当者を配置している割合は依然として低い状況であり、各大学等が障害学生支援を適切に実施するには、体制整備や支援人材の育成等を一層推進することが必要である。

しかしながら、特に中・小規模の大学等が単独で障害学生支援や障害学生支援担当者

の養成に取り組むことには限界がある。文部科学省では、令和2年度より、「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」として、障害学生支援に関する先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、各大学等が参画できるプラットフォームを形成し、組織的なアプローチによって高等教育機関全体の障害学生支援を促進する取組を行ってきたところであるが、引き続き、プラットフォームを通じた各大学等の連携を通じ、以下に示す取組を継続的に行う体制を構築することが重要である。

- (1) 大学等の連携に加え、各地域の行政機関や労働・福祉機関、民間企業等を含め社会資源を含めた地域ごとのネットワークの形成を支援するほか、独立行政法人日本学生支援機構や一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）等の既存の機関・障害学生支援ネットワークとの連携を促進する。
- (2) プラットフォーム参加大学等に向け、「障害の社会モデル」「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の提供」等の障害学生支援に関する基本的な考え方の理解啓発から高度な専門的プログラムまで、障害学生支援に関する研修を実施し、中・小規模の私立大学等も含めた高等教育機関全体における体制整備の促進や、専門的知識を有する障害学生支援人材を育成する。
- (3) 支援体制の整備や支援方法、合理的配慮の考え方等について、大学等において障害学生支援を行う担当者が直接相談できる窓口を設置し、効果的な支援や紛争防止・解決に向けた具体策の提示など専門的な助言や提案を行う。加えて、大学等に対する支援機器の貸出を含めた支援を実施する。
- (4) 就職支援・ガイダンスでの周知等、各大学等で取組が進んでいないものや、合理的配慮の提供事例、紛争解決事例、「ピア・サポート」の効果的な実施方法等について、好事例を収集し、全ての大学等が参照出来るデータベースを構築。さらに、低年次の障害学生に向けた卒業進路への意識付けや、中・小規模大学等における体制整備等のロールモデルの事例を収集し、各大学等へ発信する。

8. おわりに

- 今後、検討が必要な事項・課題

・通信教育課程の制大学に在籍する障害学生に対する支援合理的配慮の在り方

近年、通信教育課程の大学に在籍する学生は増加傾向にあり、障害学生数も同様に増加している。今後、通信教育課程の大学に在籍する学生がさらに増加し、障害学生支援に関する通信教育課程固有の課題が発生した場合には、通信教育課程の大学に在籍する障害学生に対する支援の在り方について改めて検討を行う必要があると考えられる。

- 今回の検討会の検討の対象範囲には含まないが、大学等に求められる合理的配慮への留意

・大学の教職員やポスドク・研究員等への合理的配慮
・大学等における公開講座等、所属学生以外の利用者における合理的配慮の提供

この第三次まとめは、障害のある学生の修学支援の在り方について考えをまとめたものである。このため、大学等の構成員である教職員や、ポスドク・研究員で障害のある者に対する合理的配慮について具体的に触れていないが、障害者雇用促進法や改正障害者差別解消法により、これらの者に対する合理的配慮も学生同様提供が義務付けられるものである。

また、大学等が開催する公開講座やオープンカレッジ、リスキリング教育等、所属学生以外を対象として学外に開かれた講座等に参加する障害者に対する合理的配慮の提供も求められるため、各大学等では、これらの実施に際し、合理的配慮の申請・相談に関する情報を公開することが望ましい。

○ 障害者差別解消法以外の観点から求められる障害学生への対応

- ・ 読書バリアフリー法に基づく対応
(書籍等のデータ化は視覚障害者以外の障害(肢体不自由・学習障害等)のある学生にとっても必要な支援)
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく対応

(その他)

※ 論点整理においてまとめとされた「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」等について、進んだ取組や支援・配慮事例を収集し、記載(支援・配慮事例として取り上げる事例(案))

- ・ 自治体の支援制度を活用した通学支援の事例
- ・ 障害学生を対象とした就職支援の取組事例
- ・ 障害学生を対象としたインターンシップの取組事例
- ・ 障害のある留学生の受け入れ事例
- ・ 独自の職員対応要領教職員向けガイドライン等に基づき障害学生支援を行う事例
- ・ キャンパスソーシャルワーカーを活用した障害学生支援の事例

※ ポンチ絵や図等で示すのがわかりやすいものは別紙で記載